

沼津市立学校設置条例の一部改正について

沼津市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市立学校設置条例の一部を改正する条例

沼津市立学校設置条例（昭和39年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 1 号の表沼津市立第二小学校及び沼津市立千本小学校の項を削る。

第 2 号の表沼津市立第二中学校の項を削る。

付 則

この条例中第 1 号の表の改正規定は令和 8 年 4 月 1 日から、第 2 号の表の改正規定は令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

「提案理由」

第二小学校及び千本小学校を第一小学校と統合するとともに、第二中学校を第一中学校と統合するものである。